

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 労働雇用課 | 整理番号 | 5-1-5 |
|-------------------------|--|-------|------|-------|
| 許認可等の種類 | 労働金庫の同一人に対する信用供与等限度額超過の承認 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 労働金庫法第94条第1項(銀行法第13条第1項ただし書)、労働金庫法施行令第11条第1項第2号、労働金庫法施行規則第98条第3項及び第101条第2項 | | | |
| 許認可等の概要 | 同一人に対する信用供与等限度額を超えることとなる場合、やむを得ない理由がある場合の承認 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定（審査基準が法令の定め尽くされているもの）</p> <p>[参考]</p> <p>労働金庫法第94条の規定により準用する銀行法第13条第1項の読み替え後規定 信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の四第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。)若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>労働金庫法施行規則第157条第1項及び第2項(標準処理期間) 1か月以内</p> | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |